

豊明市総合計画審議会の公開等に関する取扱要領

1 会議の公開

豊明市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の会議は公開するものとします。ただし、会議の内容を公開することが適当でないとして、審議会が判断した場合は、公開しないことができます。

2 傍聴者の人数

傍聴者は、市内在住又は在勤、在学の者を対象とし、その人数は、会議の会場に応じて、事務局が定めます。

3 会議の公開の周知

会議の開催日時、場所、傍聴者の人数は、「豊明市公式ウェブサイト」に掲載します。

4 傍聴の申し込み

会議の傍聴を希望する者は、事務局にその旨を申し込むものとします。

5 傍聴の遵守事項

傍聴者は、私語を交わしたり、審議会に対する発言はできません。

また、審議会が特に認めた場合を除き、会議の録音又は撮影はできません。

なお、傍聴者に会議の進行を妨げる行為が見受けられた場合、会長は、その者を退室させるとともに、次回以降の会議の傍聴を拒否することができるものとします。

6 会議資料の取扱い

会議資料は、別に定めのある場合及び審議会が支障があると認める場合を除き、傍聴者に貸与し、会議終了後、傍聴者の請求により写しを配付します。

7 議事録の作成及び公開

事務局は、会議の議事録を作成し、公開するものとします。この場合に、議事録は、出席委員の確認を受けるものとします。

8 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が審議会に諮って定めます。

9 施行等

この要領は、平成26年5月29日から施行します。